

越前町暴力団等排除対策委員会設置要綱

平成24年1月12日

訓令第6号

(目的)

第1条 暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止するとともに、これにより越前町の事務若しくは事業、町の区域における事業活動又は町民の生活に生ずる不当な影響を排除するため、越前町暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(対策委員会の組織)

第2条 対策会議は、委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員長は副町長をもって充てる。

(2) 委員は指名委員会の委員にあるものをもって充てる。

(所掌事務)

第3条 対策委員会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 越前町建設工事等暴力団等排除要綱（平成24年越前町訓令第5号）に規定する入札参加除外の措置、勧告措置等に関する議決。

(2) その他越前町暴力団等排除要綱の目的を遂行するために必要と認められる事項に関すること。

(運営)

第4条 対策委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。委員長が不在のときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。

(委員会の庶務)

第5条 対策委員会の庶務は、監理課において行う。

(委員会の非公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。